

大東監告示第6号

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第1項及び同条第2項の規定により定期監査等を実施した  
ので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表します。

令和7年11月28日

大東市監査委員 乗 本 良 一

大東市監査委員 木 田 伸 幸

【担当 監査委員事務局】

# 令和7年度 第2回 定期監査等の結果報告

## 1. 監査の目的

地方自治法第199条第1項、第2項の規定により、本市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、適正・適切に行われているかについて、大東市監査基準（令和2年大東監第5号）に準拠して監査を実施した。

## 2. 監査の対象

監査の対象は、福祉・子ども部（福祉政策課、生活福祉課、障害福祉課、こども家庭室）が所管する令和7年度の事務及び事業全般とした。

## 3. 監査の期間

令和7年8月12日～令和7年11月20日まで

## 4. 監査の着眼点

本監査は、大東市監査基準に基づき、例規に合致しているか否かのほか、その成果や効果等を分析し、経済性・効率性・有効性の観点から、市民の視点に立ち検証を行った。

なお、令和5年度から運用している文書管理・電子決裁システムを中心とした文書事務について、円滑かつ適正に実施されているかどうかについても検証を行った。

## 5. 監査の実施内容

大東市監査基準に基づき、今回の監査の対象とする部署が所管する令和7年度の事務事業について、文書管理・電子決裁システムに登録された起案書等のデータの開示並びに同システムによらず紙媒体等で作成された帳簿及び文書の提出を求め、これらを基に文書を作成した部署から事情を聴取し、その財務及び一般行政に係る事務執行について監査を行った。

## 6. 監査の結果

概ね適正に事務が執行されていたが、一部に是正すべき事項があったので、下記の

とおり指摘を行う。

(1) 社会福祉協議会に対する事業の委託、補助金の交付及び協力金の受領についてである。社会福祉協議会は、本市が行う社会福祉事業の多くを市に成り代わって実施しており、市の福祉行政になくてはならない存在となっている。

市からは委託料、補助金、指定管理料などの名目で多額の資金を供与しているが、本来市の事業で当該事業費の全額を賄うべき委託金、本来は社会福祉協議会の事業の当該事業費の全部又は一部を賄うべき補助金について、事業ごとの収支が曖昧であると感じる。社会福祉協議会の決算書には、事業をセクターでまとめて事業費を算出するなど改善はみられるものの、各事業の事業報告には反映されていない。安定化補助金に関しては、法人全体で不足する資金の補填的な性格を感じる。

又、施設使用協力金については、協議会の事務局が施設の一部を占有し、光熱費を消費していたとしても、それが福祉事業の実施に必要なものであれば指定管理料に含めるべきものと思料する。

現在までの長い間にできた慣習を一朝一夕に改善することは難しいとしても、より適正な会計事務とすべく、委託事業、補助事業、施設運営費等を点検して整理し直し、再構築を図られたい。

(2) 市民団体に対する運営補助金についてである。大東市母子寡婦福祉会を含め、一般的に市民で構成される団体は内部での世代交代が難しく、次第に高齢化が進み、事業が内向きになっていく傾向がある。運営補助金の性質は、当該団体が外に向かって市民のためになる活動に対する補助金であって、団体内部に対するものではない。本来の活動ができているか否かを見定め、補助金の休止、廃止を含めて適正に対応されたい。

(3) 文書管理・電子決裁システムの運用に関するものである。令和5年度の4月下旬から本格導入され、3年目を迎えてほぼ定着したように見える同システムであるが、同システムと紙決裁の併用に当たっては解決すべき課題がある。

福祉・子ども部においては、事業の性格上個人情報を扱う文書が多く、センシティ

ブ(取扱い注意を要する)情報も多い。このため、市民から提供されたり、市で作成した個人情報を含む文書は紙文書として保管・保存するが多く、電子決裁システムで起案書の表紙を作成しても、添付文書はすべて紙文書としたり、文書の件名と受発番号だけを取るケースも発生している。このため、電子決裁システム内の文書だけでは、起案書の意思決定の内容を審査する情報に欠けていたり、果ては何を意思決定したかも解らない起案が、課によっては大量に発生している。

どの程度の個人情報なら電子決裁システムに載せられるかは、文書管理の担当課が全市的な基準を作成するべきではあるが、原部原課では少なくとも電子決裁システム上で一定の判断ができるように工夫されたい。

(4) 各種届出及び申請の事務改善についてである。福祉サービスに関する各種届出や申請は件数も多く、毎日のように收受することから電子決裁システムは用いず、提出書を活用して簡易決裁で処理しているが、処理方法を提出書類の余白に走り書きしたり、届出や申請の確認事項を職員によって書いたり書かなかったり、職員によって取扱方法が異なり、適正に処理されたかどうかの確認作業にも支障が生じる。

仮に電子決裁システムによる処理は一定まとめて行うとしても、提出書類に個別決裁欄があり、チェック事項欄を設けた様式とすれば、迅速で正確な事務処理に寄与すると思われる。例規の様式を改正して事務改善を図られたい。

## 7. 監査委員意見

今回の監査対象とする部課に対する改善点は以上であるが、それ以外に検討が必要と思われる点を挙げておきたい。

一部指摘事項と重複するところもあるが、福祉・子ども部は個人情報を含む文書が多く、電子決裁システムにおける決裁と、紙媒体による決裁が並行して用いられている印象がある。これに伴い、電子と紙双方の文書が中途半端となっているケースが多く、電子決裁システムで決裁日の入っていない起案書及び完結処理がされていない起案書や紙文書が乱雑に閉じられているファイルも少なからず見つかった。

担当者以外の者が最終の顛末まで見届ける体制にはなっておらず、このような状態は仕方のないことかもしれないが、部署ごとに一定の間隔で確認し、適正な文書管理が行

えるような体制を構築されることが望まれる。

続いて、いわゆる 1 号隨契の複数見積もりの徵取であるが、会計規則には「隨意契約を行おうとするときは、なるべく 2 人以上の者を選んで・・・見積書を徵しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合又は特に必要がないと認める場合は、この限りでない」と規定しており、複数見積もりを取らない場合はその理由を起案書に記載することを勧行していただきたい。なお、契約金額が一定額以下については、行政改革の一環として複数見積もりを免除する規定を設けることができないか検討を進めていただきたい。

今回の監査対象では、深野児童センターのケースが”それ”に当たるが、施設廃止後の活用案を従前の担当部署が持ち合わせていない場合、資産経営課が活用の検討を引き継ぎ、維持管理費は従前の担当部署が継続負担することとなっている。しかし、この方法では双方の責任が曖昧となり、インセンティブが働く活用が進まない一因になっているように思われる。活用を図る部署が維持管理も負担する制度への転換を検討していただきたい。

最後に、言い古されてはいるが、以前は正しいことであっても、現在や将来において正しくあり続けるとは限らない。代々引き継がれてきた事業や手法であっても、常に、それが正しいかどうか、他に適切な方法があるかどうかを確認し続けること。正しいと確信できれば積極的に変えていくこと。今の時代にはそのような姿勢が求められている。

幹部職員だけでなく、個々の職員が改善の意識をもって、業務の見直しを進め、組織として市民に対する良質なサービス提供とともに、コストパフォーマンスにおいても優れた事務執行を行って頂くことで、市政に対する市民の信頼が揺らぐことのないようにお願いしたい。